届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。

届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（令第７条第２項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。

⑻　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎　　［加える。］

買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

⑼　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由　　［加える。］

a　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

b　対象者の公開買付けに関する意見の内容について変更（軽微な変更を除く。）があったことを知った場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。当該意見の根拠及び理由のうち投資判断に重要な影響を及ぼす事項について変更があったことを知った場合も、同様とする。

⑽　公開買付け後の経営方針　　［加える。］

a　公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載すること。

b　公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

c　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「⑵　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び譲渡の価格その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑵及び⑷において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「⑴　会社の概要」と同一の事項に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。